平成２６年（フ）第６８５号
広島市西区庚午中２丁目14番８―303号、開始決定時の住所広島市西区庚午北１丁目８番25―301号
破産者　北野　　実
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１３２号
長野市丹波島１丁目683番地３
破産者　岩渕誠一郎
1　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月30日午前10時
平成27年３月25日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９８号
さいたま市浦和区岸町６丁目５番22―101
破産者　有限会社幹書房
1　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
2　一般調査期日　平成27年６月29日午前10時
平成27年３月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３５号
愛知県小牧市小牧原３丁目170番地
破産者　堀井香代子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
2　一般調査期日　平成27年５月12日午後２時10分
平成27年３月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
三重県名張市桔梗が丘２番町４街区44番地
破産者　山崎　　昇
1　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
2　一般調査期日　平成27年６月24日午前11時
平成27年３月25日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２１４号
名古屋市東区葵３丁目14番20号エルシドビル２階
破産者　有限会社利起
1　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
2　一般調査期日　平成27年６月10日午前10時30分
平成27年３月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６号
長野県伊那市狐島4086番地２　ロイヤルハイツ201号
破産者　松﨑　剛平
1　期日　平成27年６月３日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
平成27年３月25日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４９０５号
大阪市旭区高殿４―16―15、住民票上の住所
大阪市都島区都島中通３丁目15番８―603号
破産者　若林　忠志
異議申述期間　平成27年５月13日まで
平成27年３月25日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２号
山形県新庄市五日町1808番地
破産者　小島バラ園こと　小島　　憲
免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
平成27年３月26日　山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第３号
山形県新庄市五日町1808番地
破産者　小島百合子
免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
平成27年３月26日　山形地方裁判所新庄支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３００８号
大阪市城東区成育２丁目14番24号
清算株式会社　株式会社トレヴィ
代表清算人　清水　夏子
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０１２号
東京都港区芝大門２丁目３番７―201号
清算株式会社　株式会社シラトリエンジニアリング
代表清算人　髙橋　明雄
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、弁済原資金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０８５号
東京都新宿区新宿５丁目11番30号
清算株式会社　株式会社Ｊ―ＮＥＸＴ
代表清算人　小関　義行
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
⑴　一時弁済とは、清算株式会社が、解散に先立ち、株式会社ＮＩＳリアルエステートを除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、平成25年12月17日時点の清算株式会社に対する債権のうち元本額（以下「一時弁済基準額」という。）の1.00494343872パーセント相当額を弁済したことをいう。
⑵　一時弁済金額とは、一時弁済により清算株式会社から本件協定債権者に支払われた金額をいう。
⑶　弁済原資総額とは、清算株式会社が有する現預金から次の①ないし③の債権の合計額を控除した残額をいう。
①　清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権
②　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権
③　特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権
⑷　弁済基準債権額とは、一時弁済基準額から一時弁済金額を控除した残額をいう。
2　協定債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資総額を、本件協定債権者の弁済基準債権額の合計金額で除した数値を弁済率とする。
⑵　本件協定債権者の弁済基準債権額に弁済率を乗じた金額を、本件協定債権者に対する弁済額とする。
⑶　清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定の認可が確定した日から１か月以内に、本項⑵に定める弁済額を弁済する。
⑷　株式会社ＮＩＳリアルエステートは、清算株式会社に対し、本協定に基づき弁済を受ける権利を放棄する。